

## 第 2 1 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2 0 2 0 年） 3 月 2 7 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

臨時的任用職員の年次有給休暇に係る規定を改める必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年中野区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第15条第2項の改正規定の前に次のように加える。

第14条第1項ただし書中「をいう。」の次に「第15条を除き、」を加える。

第1条のうち中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第15条第2項の改正規定中「第15条第2項」を「第15条第1項中「別表第3のとおり」を「当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数」に改め、同条第2項」に、「前項の」を「前項又はこの項の」に改め、「同一年度内において」を削り、「任用された場合又は任用期間が更新された」を「任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である」に、「その任用され、又は更新された日より前の同一年度内における」を「当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による」に、「引き続き任用され、又は更新された任期」を「当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたと

きの任用期間」に、「を引き続き任用され、又は更新された日に与える」を「とする」に改める。

第1条中中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第15条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第15条に次の4項を加える。

3 前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日（相当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。

4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された  
時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた  
日数

(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が  
更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20

日

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前1年の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に当該応当日等の日以後1年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前1年における勤務実績（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第14条第4項の規定を準用する。

第2条中中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第16条第2項の改正規定の前に次のように加える。

第14条第1項ただし書中「をいう。」の次に「第16条を除き、」を加える。

第2条のうち中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第16条第2項の改正規定中「第16条第2項」を「第16条第1項中「別表第3のとおり」を「当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数」に改め、同条第2項」に、「前項の」を「前項又はこの項の」に改め、「同一年度内において」を削り、「任用された場合又は任用期間が更新された」を「任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である」に、「その任用され、又は更新された日より前の同一年度内における」を「当該引き続き臨時的に任用され、又は

任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による」に、「引き続き任用され、又は更新された任期」を「当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間」に、「を引き続き任用され、又は更新された日に与える」を「とする」に改める。

第2条中中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第16条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第16条に次の4項を加える。

- 3 前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日（相当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。
- 4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。
  - (1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された

時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた  
日数

(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が  
更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20  
日

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前  
1年の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に当  
該応当日等の日以後1年に限りこれを繰り越すことができる。た  
だし、応当日等の日前1年における勤務実績（第1項の規定によ  
る任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日ま  
での間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤  
務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が8割に満  
たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間  
については、第14条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。